

## 随意契約理由書

担当課

農水産課

契約内容	契約件名	食のまちづくり拠点施設の整備・運営に係る公募要項等の策定支援業務委託			
	業務概要	食のまちづくり拠点施設の整備・運営に係る公募要項等を策定するに当たって、道の駅等の先進事例の調査・分析や、道の駅の管理運営に実績を持つ民間事業者等にヒアリング調査等を行うことで、食のまちづくり拠点施設に最適な整備・運営方式やその要件等を検討するなど、公募要項等の策定における支援業務を委託することを目的とする。			
	契約金額	金1,983,300円(消費税及び地方消費税を含む)			
	契約締結日	令和2年8月11日			
	契約期間	令和2年8月11日 ~ 令和3年3月31日			
	契約の相手	神奈川県厚木市寿町1丁目4番3-2号 株式会社 流通研究所			
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
食のまちづくり拠点施設の整備・運営に係る公募要項等の策定に当たっては、客観的かつ専門的な調査・分析を行うことで、食のまちづくり拠点施設にとって最適な整備・運営方式やその要件等を協議・検討する必要があるため、価格の競争のみで選定するのではなく、事業者の豊富な経験と高い専門知識を活用できるよう「公募型企画提案(プロポーザル)方式」により業者を選定した。1者から企画書の提出があり、審査会を開催し提案内容の審査を行った結果、委託先として適当であると判断されたため、上記事業者に業務を委託するものである。					